

平成29年4月7日

松阪市議会議長 西村 友志 様

真政クラブ 山本 芳敬

## 視察報告書

真政クラブでは、下記の日程で視察を行いましたので、茲にご報告いたします。  
尚、視察調査先・視察調査事項詳細は別紙をご参照ください。

### 記

1. 視察日程

平成29年3月27日(月)・28日(火)

2. 参加者

米倉 芳周・坂口 秀夫・野呂 一男・大平 勇  
大久保陽一・水谷 晴夫・山本 芳敬

3. 視察先及び調査事項

衆議院会館

○文部科学省

- ・小中一貫教育の推進と情報支援及び人的支援の現状と課題について

○内閣府

- ・地方創生

総合戦略と情報支援及び人的支援の現状と課題について

視 察 日 : 平成29年3月27日(月)  
視察調査先 : 東京都千代田区永田町  
視察調査事項 : 小・中一貫教育の推進とコミュニティ・スクールの現状  
と課題について  
応 対 者 : 文部科学省 初等中等教育局  
・学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム  
専門職 相田 康弘 氏  
・教育制度改革室 義務教育改革係  
専門職 青島 治道 氏



### 《目 的》

○松阪市は「地域とともにある学校づくり」を推進していく学校形態の一つとしてコミュニティ・スクール（CS）を導入しているものの、現在は指定校2校（鎌中校区、飯高中校区）、研究校5校にとどまっている。なかなか導入が広がっていないのが現状である。平成29年2月定例会の代表質問でも、広がらない理由として、CSを設置する意義、メリットが関係者に明確にされていないこと、運営に携わる人材の不足していること、学校の教職員人事に言及できる権限をもつこと等があるのではないかと指摘しました。松阪市としては、「幼小中連携教育」「学校支援地域本部事業」「学校関係者評価」の3つの事業をすすめ、それらの事業を土台にコミュニティ・スクールの導入を促進していくとの答弁がありました。しかし、松阪市の多くの小中学校では3つの土台は出来上がっているのが現実で、何が課題なのか。現状のコミュニティ・スクールの全国的な動き、

文部科学省としての取組を研修することで、松阪コミュニティ・スクールの積極的導入に向けた提言を行っていくことを目的に研修を行いました。

また、小・中一貫教育においては、平成28年12月には、文部科学省より小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きが出されました。

また、教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う、小中一貫教育の取組を継続的、安定的に実施できる制度的基盤が整理されました。

小・中一貫教育は、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になると言われています。

そこで、松阪市としては、生徒数の減少から小中学校の統廃合の問題も出てきている地域もあり、また、中一ギャップと言われる課題などを解消していくため、さらに、コミュニティ・スクールとの連携も視野にいた松阪市としての小中一貫教育の方向性も検討する時期であるとの認識から研修を行いました。

#### 《調査内容》

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、子どもや学校の抱える課題解決、子どもたちの豊かな成長のために、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であることから、保護者、地域の皆さん、教職員が学校運営の目標やビジョンを共有し、皆で力を合わせて学校運営をするための仕組み（制度）である。運営方法として学校運営協議会を設置し、学校と地域がパートナーとして連携・協働する制度のことである。

・「学校運営協議会制度」の主な3つの機能

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認（必須）
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる事が出来る
- ③ 教職員の任用に関して、教員委員会に意見を述べる事が出来る

「学校運営協議会」は学校の良きパートナーである

- ・学校運営協議会の委員：保護者、地域の皆さん、校長など
- ・学校運営の責任者は、校長である

○地域とともにある学校運営に欠かせない3つの機能

学校と地域の人々がビジョンや目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」運営に備えるべき機能として①「熟議」、②「協働」、③「マネジメント」の3つがある。

### ① 「熟議」

関係者がみな当事者意識を持ち、子どもたちがどのような課題を抱えているかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議」を重ねることが大切である。

熟議のテーマ（例）

- ・学力向上に向けて
- ・「いじめ」の防止に向けて
- ・携帯電話の取り扱いについて
- ・郷土学習の進め方
- ・合同運動会の目標設定について
- ・挨拶日本一を目指して など

### ② 「協働」

熟議で共有したビジョンや目標の達成に向けて、力を合わせて「子どもたちのため」に「できることから協働を始める」。

### ③ 「マネジメント」

校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるよう学校と保護者・地域住民を有機的に結び付け、共通の目標に向かって動かす能力や、学校内に協働の文化を作り出す組織としての「マネジメント」力を強化する必要がある。

## ○CSの取組で広がる魅力

### ① 子供

- ・学びや体験活動の充実
- ・自己肯定感、思いやる心の育ち
- ・地域の担い手としての自覚の高まり
- ・防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活

### ② 教職員

- ・地域の人々の理解と協力
- ・地域の人材活用した教育活動の充実
- ・子供と向き合う時間の確保

### ③ 保護者

- ・学校や地域に対する理解の深まり
- ・地域の中で子どもたちが育てられているという安心感
- ・人間関係の構築

#### ④ 地域の人々

- ・生きがいや自己有用感
- ・地域のよりどころ
- ・地域のネットワークの形成
- ・防犯・防災体制等の構築

#### ○コミュニティ・スクールの導入成果

- ・学校と地域が情報を共有するようになった (91.4%)
- ・地域が学校に協力的になった (85.1%)
- ・特色ある学校づくりが進んだ (82.7%)
- ・子供の安全・安心な環境が確保された (79.2%)
- ・管理職の異動があっても継続的な学校運営が行えるようになった (79.1%)
- ・校長のリーダーシップが向上した (70.7%)
- ・学校の組織力が向上した (65.7%)
- ・教職員の意識改革が進んだ (60.9%)
- ・保護者や地域からの苦情が減った (43.7%)
- ・いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の課題が解決した (38.5%)
- ・学力が向上した (37.4%)

#### ○普及における課題点

研修の中で、まだまだ教職員の中にはコミュニティ・スクールへの理解が深まっていないのが現実で、管理職には研修会等が開催され理解がされつつあるが、一般職にはまだまだ繁忙感や地域の方々が学校運営に入ってくられることに、漠然と不安を感じているのが現実である。このことが、普及に時間が掛かっている要因の一つである。また、地域の理解を得ることに時間も要するとのことであった。

## 2. 小中一貫教育について

○小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育である。

### ① 義務教育学校

(新たな学校種、一つの学校)

- ・一人の校長、一つの教職員組合
- ・終業年数 9年 (前期課程6年＋後期課程3年)

### ② 小中一貫型小学校・中学校

(組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態)

- ・それぞれの学校に、教職員組合

④ 併設型小学校・中学校 (同一の設置者)

⑤ 連携型小学校・中学校 (異なる設置者) 組合立小学校・中学校

## ○義務教育の目的・目標規定

教育基本法 (平成18年全面改正) 第5条第2項

- ・義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものである。

### ・小学校の目的・目標

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

### ・中学校の目的・目標

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

## ○小中一貫教育が求められる背景・理由

### ① 中一ギャップ

- ・いじめの認知数・不登校の生徒数・授業の理解度でのギャップなど

### ② 小学校と中学校の教育の違い

- ・教科担任制、教師主導型、スピード速い
- ・厳しい生徒指導
- ・部活動がある
- ・新たな人間関係

○小中一貫教育実態調査概要（平成 26 年 5 月 1 日）

① 実施状況

- ・実施件数 1 1 3 0 件（小学校 2 2 8 4 校、中学校 1 1 4 0 校）
- ・実施市町村 2 1 1 市町村（全市町村の約 1 2 %）
- ・積極的に推進している県 4 県  
積極的な検討・注視している県 3 県 + 3 3 県

② 施設形態

- ・施設一体型 1 4 8 件（1 3 %）
- ・施設隣接型 5 9 件（ 5 %）
- ・施設分離型 8 8 2 件（7 8 %）

③ 管理職の配置

- ・一人の校長が小・中学校を兼務 131 件（1 2 %）
- ・学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115 件（1 0 %）
- ・学校毎に校長を置き、適時連携 884 件（7 8 %）

④ 教育課程・指導方法について

- ・合同行事の実施（7 0 %）
- ・9 年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設置（4 7 %）
- ・9 年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成（5 2 %）
- ・9 年間を見通した学習・生活規律の設置（5 1 %） 等

⑤ 学年段階の区切り

- ・6 - 3 : 8 1 0 件（7 2 %） ・ 4 - 3 - 2 : 2 9 3 件（2 6 %）
- ・5 - 4、4 - 5 : 3 件（0. 3 %）

⑥ 成果が認められる 8 8 %

- ・中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ・中一ギャップが緩和された
- ・小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ・小・中で共通で実践する取組が増えた
- ・小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

⑦ 課題が認められる 8 7 %

- ・教職員の負担感・多忙感の解消
- ・小・中の教職員間で打ち合わせ時間の確保
- ・小・中合同の研修時間の確保

⑧ 効果的な一貫性の確保の取組について

- ・取組から一定程度年数が経過している場合
- ・小学校において教科担任制を導入した場合

- ・小・中学校教員の乗り入れ授業の実施
- ・一人の校長が小・中学校を兼務
- ・学年の区切りを4－3－2に変更
- ・9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入
- ・施設一体型とした場合

○小中一貫教育と学力との関係では、下記の6項目を実施している学校と未実施学校では、実施校がすべての科目で勝っていた。

取組6項目

- ・9年間を見通した学校教育目標の設定
- ・各教科別に9年間の系統性を整理したカリキュラム
- ・学年段階の区切りの柔軟な設定（4－3－2、5－4等）
- ・教科担任制の実施
- ・乗入れ授業の実施
- ・責任体制の明確化（一人の校長が小・中学校を兼務、学校間の総合調整を担う校長を定める）

○教員免許について

- ・小学校教諭の中学校免許状の所有状況  
全国 59.9% 三重県 60.1%
- ・中学校教諭の小学校免許状の所有状況  
全国 30.4% 三重県 40.4%

○小中一貫教育とコミュニティ・スクール等との一体的推進

- ・コミュニティ・スクールを導入している 15%
- ・コミュニティ・スクールの組織を小中合同で設けている 7%

《 所感 》

コミュニティ・スクールの導入成果の事例として、熊本県益城町の熊本地震発生後の地域の対応について紹介がありました。益城町では、災害時、学校運営協議会が大きな役割を担ったとの事でした。学校は、避難場所としての役割がありグラウンドは駐車場となるのが通例ですが、益城町では、学校運営協議会でグラウンドに車を入れない、避難の駐車場としないことを決めたとの事でした。それは、学校が再開した時、一番の不安を感じストレスを感じている子どもたちが運動できる場所、遊べる場所を確保するためとの事でした。避難所では、地域のことは地域で解決し、先生方には極力負担を軽減し早く授業を再開してもらったと

の事でした。

コミュニティ・スクールを設置している学校と、設置していない学校では先生方の負担に大きな差があったとの事でした。他のコミュニティ・スクールの事例も紹介いただきましたが、学校と地域が子どもたちのためにどうあるべきか、熟議のなかで共有し協働していくという意識から大きな課題にも解決に繋がっているとの事でした。コミュニティ・スクールは、先生が子どもたちと向き合う時間を出来るだけ多く確保することが大きな目的であることを再認識しました。

松阪市としても、2月定例会の代表質疑において教育委員会のコミュニティ・スクールの導入姿勢についての質問をしましたが、あまり積極的に取り組んでいくような回答は得られませんでした。現実的に教職員に理解がされていないことが大きな問題であると考えます。繁忙感や不安感からではないかと思われまます。教育委員会が率先して導入事例の紹介などを通じて解消すべきであると考えます。また、教育委員会では、導入に時間が掛かる要因として地域の理解が必要なことからと答弁がありましたが、松阪市の場合、住民協議会が全ての小学校区で設置されていることから、地域の理解はそれほど時間が掛かるとは考えられません。

さらに、本国会で、学校運営協議会に関する地教行法の主な改正が審議されており、教育委員会に対して、協議会の設置に努力義務を課すこととするとしています。今回の改正で、努力義務化となることで導入が全国的にも加速化すると考えます。松阪市教育委員会としても、法改正からも再度、導入方針を積極的に推進するように切替え、全校導入に向けた方針を打ち出すよう、しっかりと提言していきたいと思ひます。

次に、小中一貫教育については、平成28年12月には、文部科学省より小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きが出されました。また、先進地事例では、成果、課題が示されています。松阪市としても、幼小中連携教育が実施されていますが、様々な課題はあるものの小学校の再編も検討しなければならない中、小中一貫教育も視野に入れ、導入の検討を早々におこなうべきであると考えます。また、教職員の方々の更なる資質向上、教育力の向上には小中学校の教職員同士が義務教育の目的・目標を明確にし、お互いに切磋琢磨することが重要ではないかと思ひます。さらに、松阪市は、コミュニティ・スクールの導入において基本的には中学校単位で導入をしていく方向性を出しています。学校の再編には、保護者や地域の皆さんとの熟議が必要なことから、コミュニティ・スクールの導入の大きな要素ではないかと思ひます。

松阪市としても、全国的な動きも把握し小中一貫教育の成果・課題を検証しつつ、松阪市としてどうあるべきか、積極的な検討を始めるべきではないかと思ひます。今後の動向を注視していきたいと思ひます。

視察日 : 平成 29 年 3 月 28 日 (火)  
視察調査先 : 内閣官房 まち・ほと・しごと創生本部事務局  
内閣府 地方創生推進事務局  
視察調査事項 : 地方創生政策について  
・まち・ひと・しごと創生総合戦略について  
・地方創生 情報支援の現状と課題について  
・地方創生 人的支援の現状と課題について

応 対 者 : 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 鈴木 智之 氏  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 チーム長代理 森 大輔 氏  
内閣府 地方創生推進事務局 参事官補佐 横田 清泰 氏  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 服部 貴裕 氏  
内閣府 地方創生推進室 参事官補佐 寺田 仁史 氏



## 《目 的》

松阪市の人口においては、2005年168,973人のピークに減少傾向に入り、2060年人口予想は108,000人になるとされています。これらは、当市だけの問題ではなく、全国的な傾向ではありますが、市としても当然、対策を講じていかなければなりません。

人口減少に伴う様々な社会的な支障が発生することが予想されます。社会資本の整

備やその維持管理、また、災害対応等の支障はもとより、国内消費の低迷を起源とする雇用の減少も大きな課題となってきます。

これらのことを踏まえ、松阪市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し「松阪イズム・継承と進化」と題して市のビジョンを示しました。

つぎの4つの事項を重要項目と定め、それぞれのプロジェクトを組んでいます。

- ① 定住促進⇒まいほ一むプロジェクト
- ② 少子化対策⇒つぎの世代へプロジェクト
- ③ 雇用創出⇒さかえるまちプロジェクト
- ④ 地域づくり⇒かちある地域プロジェクト

市は、これから各事項を具現化し実行へと結んでいくなかで、内閣府から次々と出される新しい政策について研修を実施し、市への施策に繋げていけるよう研究を行う。

## 《調査内容》

### (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016年改訂版)について

#### 1. 地方創生の現状と改訂

地方創生の現状を踏まえた検証として、3つの現状認識がある。

一つは人口減少に歯止めがかかっていないこと。総人口が、全国的に平成22年より96万人減少し国勢調査を開始して以来、初めての減少である。

二つ目は、東京への一極集中が加速し、平成28年の首都圏への転入超過は12万人であった。

三つ目は、容易に想像はつくが、地方経済と大都市経済の格差の存在があり、地域間の「稼ぐ力」の差が生じている。

これらの現状認識を踏まえ、2020年への基本目標として、つぎのように数値目標や実現目標が示されている。

#### ① 「しごと」をつくる

- ・ 若者雇用創出数(地方)5年間で30万人目標  
⇒現在は9.8万人
- ・ 若年者の正規雇用等を全世代と同水準へ  
⇒格差は縮小傾向にある
- ・ 農林水産業6次産業化の市場規模10兆円目標  
⇒現在は5.1兆円

#### ② 「ひと」の流れを変える

- ・ 地方と東京圏との転出入の均衡  
⇒東京圏への転入超過12万人

### ③結婚・子育ての希望実現

- ・ 第1子出産前後の女性の継続就業率 55%目標  
⇒現在は 53.1%

### ④「まち」をつくる

- ・ 立地適正化計画を作成する市町村を 150 市町村に  
⇒現在は、4 市町村
- ・ 「小さな拠点」の地域運営組織形成数を 3,000 団体に  
⇒現在は、1,680 団体
- ・ 連携中枢都市圏の形成数 30 圏域に  
⇒現在は、17 圏域

## 2. 創生総合戦略（2016 改訂版）の主なポイント

アベノミクスを地方へ浸透させるために、まず、地方の「平均所得の向上」を目指すことが重要と考える。

### ① ローカル・アベノミクスの推進

- ・ 地域のしごと創出
- ・ 遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用

### ② 東京一極集中の是正

- ・ 地方就業者の奨学金返還支援制度の展開
- ・ 「生涯活躍のまち」構想の実現
- ・ 地方大学の振興
- ・ 地方創生インターンシップの推進

### ③ライフスタイルの見つめ直し

- ・ 地方生活の魅力の再発見と発信
- ・ 郷土への愛着の醸成
- ・ 歴史の発掘と地域文化の振興

### ④地方創生の更なる深化に向けた政策の推進

- ・ 地方にしごとをつくり、安心して働けるしくみ
- ・ 地方へひとの流れをつくる
- ・ 若者の結婚・出産・子育てをかなえる
- ・ 時代にあった地域づくりと地域間の連携

### 3. 創生総合戦略における政策の具体事項

#### ①不動産特定共同事業制度の見直し

- ・ 「ふるさと投資」による空き店舗等の再生のため、不動産特定共同事業制度の見直し
- ・ 許可要件である資本金1億円は地方の事業者にとってはハードルが高く見直しが必要である。

#### ② 農村地域工業等導入促進法の改正

- ・ 農泊や企業のサテライトオフィス。ICT 産業、バイオマス、農村地域に賦存する地域資源を活用した産業を同法の対象業種に加え、転用可能として、雇用と所得の創出を推進する。

#### ③ 第4次産業革命等の地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資促進

- ・ IoT、ビッグデータ、AI 等、第4次産業革命による最新技術の利活用と設備投資の促進する。
- ・ 事業例として、農水産品の海外市場の獲得。最端技術を活かした、医療機器、航空機、新素材等のものづくり。新たなニーズをターゲットとした観光、スポーツ、文化、まちづくり関連事業。

#### ④ 日本版 DMO の形成と育成

- ・ 観光地域づくりのため、観光地経営の視点にたった「日本版 DMO」を形成・育成していく。
- ・ 2020年までに世界水準 DMO を全国で100組織を形成する。

#### ⑤ 地方大学の振興（サテライトキャンパス事例）

- ・ 地方大学の振興と大学の東京一極集中の是正の意味からも、地方にキャンパスを置く施策。
- ・ 事例として東京理科大学 長万部（おしゃまんべ）キャンパスがあり、これは、同大学の基礎工学部1年次を北海道長万部で学ぶことにより、地域の交流を通じ豊かな人間性の醸成を目指すことができる。同時に地域においてもあらゆる面での相乗効果も狙う。

#### ⑥ 奨学金を活用した大学生の地方定着の促進

- ・ 自治体と地元企業が連携し「人口減少対策・就職支援基金」を設立。地方経済の牽引役となる産業分野や戦略的に振興する産業分野に係る地元企業に

就職など、要件を満たす学生に対して支援する。

- ・ 標準的な基金規模としては、対象者を 100 名とし、一人あたりの奨学金（貸付）額は 400 万円、基金規模は 4 億円とする。奨学金は無利子を設定。

#### ⑦ 日本版 CCRC 構想

- ・ 住居の契機を健康時から選択し、高齢者であっても、しごと・社会活動・生涯学習などに積極的に参加することにより、従来の受け手から支え手としての役割を担う。また、地域に溶け込み、多世代と協働する。
- ・ 医療介護が必要と判断したとき、尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保することにより、地域包括ケアシステムとの連携を行う。

#### ⑧ 地方拠点強化税制

- ・ オフィス減税（拡充型・移転型）

（拡充型） 地方にある企業の本社機能を支援する目的で、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却 15%または、税額控除 4%を行う。

（移転型） 東京 23 区からの移転の場合、拡充型より支援処置を深掘りするとして、特別償却 25%または、税額控除 7%を行う。

加えて、移転型事業の要件を次のように緩和。

現行の「地方事業所における増加従業員の過半数が、東京 23 区からの転勤者であること」が、29 年度より「地方事業所における新規雇用者を東京 23 区からの転勤者とみなす」となる。

#### ⑨ 「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成

- ・ 中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域の将来プランの策定とともに、多機能型の取り組みを持続的に行うための組織、「地域運営組織」の形成。
- ・ 地域の生活サービス事業や収入確保の事業を継続できる「小さな拠点」の形成。
- ・ 2020 年までに小さな拠点を 1000 箇所、地域運営組織を全国で 3000 団体形成。

#### ⑩ ライフスタイルの見つめ直し

- ・ 地方の魅力の再発見と発信
- ・ 生まれ育った「郷土への誇り・愛着」の醸成
- ・ 歴史の発掘、地域文化の振興

以上、働き方を含めライフスタイルを 3 つの視点から見つめ直す。

## (2) 地方への支援（地方創生版・3本の矢）

### 1. 情報支援の矢

- ・地域経済分析システム（リーサス RESAS）

Regional Economy Society Analyzing System は地方創生のデータ利用の入口として、地域経済に関する官民の多様なデータを地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」するシステム。

⇒これらの活用により、各地域が課題を分析し、解決策が検討でき、各自治体がデータに基づく政策立案へと結びつけることが可能となる。

### 2. 人材支援の矢

#### ①地方創生コンセルジュ

- ・地方版総合戦略の沿った施策展開を進める地方自治体に対し、相談窓口として「地方創生コンセルジュ制度」設置。29年1月現在では、17府省庁総勢965人となる。

#### ②地方創生人材支援制度

- ・原則人口5万人以下の市町村に対し、地方創生に取り組みに補佐役として、国家公務員、大学研究者、民間人材をおくる支援制度。
- ・首長の補佐役として、創生総合戦略の政策推進を中核的に担う役目で、原則2年間とする。

#### ③地方創生カレッジ事業

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成していく制度で、地方創生カレッジを創設し、地方創生に必要なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより実践的に提供。

### 3. 財政支援の矢

#### ①地方創生推進交付金

- ・地方創生推進交付金・・・29年度予算1000億円・事業費ベース2000億円

#### ②地方創生拠点整備交付金・・・28年度第二次補正予算900億円・事業費ベース1800億円

#### ③「まち・ひと・しごと創生事業費」・・・地方財政処置として、29年度1,0兆円

#### ④地方創生応援税制・・・企業版ふるさと納税制度の設置。地方創生の取組に対し寄付を行う企業に対し税額控除の優遇処置を行う。

## 《所 感》

平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が設定され、平成 27 年度より創生基本方針 2015 及び 2015 改訂版が出されました。

平成 27 年度には「地方版総合戦略」の策定が出来上がり、28 年度にはそれらに基づき、本格的な事業展開がなされようとしています。

2016 改訂版は、地方創生推進交付金・拠点整備交付金に加え、新しく企業版ふるさと納税制度ができ、一層の推進を図ろうとしております。前述のとおり 2020 年度までには、主な基本目標を数値も含め定めております。

このように次々と矢継ぎ早に内閣府地方創生推進室より施策が地方に降りてきている状況下、松阪市においても徐々に事業として施策実行に移しつつあります。

それは、28 年度に策定された松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略「松阪イズム」として指針を示しております。

この中で①定住促進、②少子化対策、③雇用創出、④地域づくりを 4 つの重点項目として、プロジェクトを組みました。毎年度、総合戦略の進捗状況について、PDCA サイクルによるチェックを行い、重要業績指数「KPI」も参考に検証して行きます。

目標年度を平成 31 年としておりますが、特に注目する点として、さかえるまちプロジェクトであります。

この松阪市の施策は、農林水産業の振興をはじめ、地元定着のための雇用対策、また、企業の誘致及び企業間連携をうたっており、ひいては「小さな拠点」づくりに繋がっていくことを望みます。

また、国の政策がどこまで松阪市に浸透できるかは疑問が残りました。

各政策は、改訂しながら進化はしておりますが、画一的なところがあり、決して松阪市にとって、ピンポイント的な政策ではないことも事実です。

一方で、地方企業にとっても、まだまだ魅力のある政策は数少なく、加えて、企業への発信が、不十分であると考えます。

松阪市として、地方創生に対し、研究を重ね独自の政策が必要であることも確信した研修でありました。

以上

